

最高裁秘書第2265号

令和7年7月7日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年6月30日に答申（令和7年度（最情）答申第14号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（最情）諮問第39号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和6年11月21日（令和6年度（最情）諮詢第39号）

答申日：令和7年6月30日（令和7年度（最情）答申第14号）

件名：最高裁判所で歓迎行事を実施する場合に利用している飲食店その他の業者のリストの不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

最高裁判所で歓迎行事を実施する場合に利用している飲食店その他の業者のリスト（秘書課が作成したもの）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和6年10月11日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 最高裁判所において、儀式典礼に関する事項や渉外連絡に関する事項を所管する秘書課にて本件開示申出文書を探索したところ、存在しなかった。
- 2 苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、歓迎行事を実施する際に、必要に応じて業者に依頼することは考えられるものの、そのために予めリストを作成したり、リストに基づいて業者を選定して依頼したりする運用はなく、実際にも本件開示申出文書を作成

又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年11月21日 諒問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和7年5月23日 審議
- ④ 同年6月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書に該当するリストを作成したり、リストに基づいて業者を選定して依頼したりする運用はなく、実際にも本件開示申出文書を作成し又は取得していない旨を説明する。この説明に特段不合理な点があるとはいはず、他に最高裁判所が本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情も認められない。
- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員長 戸雅子

委員 川神 裕